

先月、市役所時代の同期君と中華料理屋さんで会食しました。彼が着用してきたスーツ、シャツなどをよく観察すると新調してきたらしいです。なかなか小粋でございました。しかしネクタイピンをしていなかったもので指摘すると、「今はあまりする人がいないんだよ」とのこと。行政書士開業祝いでネクタイピンをプレゼントされた私は、それが嬉しくてとても大切にしているのですが・・・(笑)



富田事務所から各種お知らせ

川口市人材バンク“魅学”に登録

平成12年度から川口市教育委員会で制定された講師登録制度です。昨年10月に川口市立芝富士公民館で相続講義を行ったことが実績として認められました。

下記の川口市ホームページ（人材バンク魅学－02人文・社会のページ）に掲載

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/68050025/68050025.html>

分野／人文・社会、登録項目／相続・遺言・遺産分割

登録期間は平成24年3月31日まで

平成23年度東京都下水道モニターに就任

平成14年度からの試みで、下水道モニターたちから下水道事業に関して日頃感じていることや意見、要望などを聴取して、下水道事業の運営に反映させるという制度です。地域貢献を目指す行政書士として勉強させていただきます。

任期は平成23年4月1日から24年3月31日まで

川口市立芝北公民館で相続関連の講義を行います！！

講座名／芝北くらしの法律講座～行政書士の先生による身近な法律の講座です

日時／6月4日（土）、18日（土）14：00～16：00

会場／川口市立芝北公民館 講座室（1F）

埼玉県川口市北園11-1、電話048-297-2572

内容／第1回「相続のイロハ」、第2回「遺言のイロハ」

またまた川口市の公民館をステージとして熱弁をふるいます、分かりやすく楽しく講義します（関連記事は3ページ）。

6月から8月まで「行政書士富田賢事務所報」を休刊致します。

次号は9月発行予定です。業務は通常どおり行っております。

相続講義特集（6）相続分

（前号よりつづき、平成 22 年 10 月 3 日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）

まず指定相続分の説明から入ります。これは冒頭の「相続手続きの流れ」でご説明しましたように、現実には圧倒的に多い例であり、遺言や遺産分割協議により指定するものです。つまり土地はAさんが相続、預貯金はBさんが相続・・・などといった具合です。ちなみにこの指定を第三者に委託することもできます。

次の法定相続については、「相続手続きの流れ」にて法律で決められた割合であると説明しました。現実にはあまりない例ですが、これは1つの目安として大変重要です。第1順位から第3順位までの組合せは、下記のとおりです。

	配偶者	配偶者以外	組合せ
第1順位	2分の1	2分の1	配偶者+卑属（子など）
第2順位	3分の2	3分の1	配偶者+尊属（父母など）
第3順位	4分の3	4分の1	配偶者+兄弟姉妹など

※ここでホワイトボードに家系図を書き、夫と妻、長男・次男の4人家族構成で夫にバツ印をつけた。

この家系図では被相続人である夫が死んだことにより、それぞれの法定相続分はいくらになりますかといいますと、妻が1/2、長男が1/4、次男が1/4となります。長男と次男は同順位ですが、彼らの相続分は均等になります。これを均等分割といっています。

では長男は実子だったが、次男は養子だったらどうでしょう？ これも全く変わりません。養子の相続分は実子と同じです。

※ここでホワイトボードに「嫡出子」と板書した。

これを何と読むか、分かる人、いますか？（受講生の1人が解答してくれた）はい、「ちゃくしゅつし」と読みます。「嫡」の漢字は正統性を表す意味があります。法律上の戸籍に入った実子ということですね。

例えば被相続人である夫には本妻と、実子である嫡出子がいました。ところが夫は何と、外で愛人をかこっていて隠し子までいました。この隠し子を非嫡出子とか、嫡出でない子とかといいます。しかも非嫡出子を認知までしていました。

この場合のそれぞれの法定相続分はどうなるのでしょうか？ まず妻の1/2は間違いありません。愛人には相続権はありませんね。民法では、嫡出子と嫡出でない子がいた場合、嫡出でない子の法定相続分は嫡出子の半分と定めています。だから残りの1/2について、嫡出子が1/3、非嫡出子が1/6と分けるのですね。ここで私が先の講義でご説明した「法律婚主義」という言葉を思い出してほしいのです。この格差は法律婚主義をまさに象徴しています。民法は厳格な法律婚主義を貫いていますが、この嫡出子と非嫡出子の格差が「法の下での平等」に違反するのではないか、と裁判にまでなりました。結局、最高裁では合理的差別であるとして合憲判決が出ました。これは応用的な法理論ですが、ちょっと覚えてもらえると嬉しいです。（次号につづく）

本年度は講師三昧？！

トップページに記したように、6月に川口市立芝北公民館にて相続関連の講義をすることで決定しました。ご指名下さった同館の館長さん、職員さんにはとても感謝しております。精一杯頑張る所存です。

今回は隔週土曜日の2回コースであり、講師は私だけという単独講座を任されました。前年10月の芝富士公民館では4人講師の混合講座（私が第1回目）でしたので、緊張度もさらに高まるというものです。

4月14日に芝北公民館を初めて訪問し、打合せしました。電話を受けた翌日の訪問でしたので、「こんなに早く来るなんて！」と笑われてしまいました。

気になる講義内容を詰める段階となり、「芝富士公民館の時は相続だけで1回2時間行いましたが、職員さんの方で何かお考えがありますか？」と私は尋ねました。そうすると「富田先生の方で相続の次に、よく手掛けていらっしゃる行政書士としての日常業務はありませんか？ それに絡めて残りのもう1回は講義してもらえたら、と考えたんですが」と返答されました。

うーむ、師匠事務所が建設業特化事務所であったので、富田事務所の専門業務も何となく建設業を強調して標榜したにもかかわらず、開業2年近くの現在、最多で取組んでいるのはやはり相続・遺言業務。その次となると内容証明郵便でした。貸金返還請求、解雇予告手当請求など様々に着手しました。そういった市民法務も大切ではありますが、講義で話すには内容が散漫になるおそれがありました。

私としては芝富士公民館の講義の反省を活かしたかったのです。つまりタイムアウト気味であったあの時の内容量の濃さを解消するために、あえて相続の中から遺言部門を切り離し、第2回目ではそれに特化して詳しく説明できればと願いました。すなわち本講座の第1回は「相続のイロハ（遺言部門を除く）」、そして第2回は「遺言のイロハ」。遺言と一口に言っても奥が深く、行政書士会のセミナーでも遺言だけで2時間びっしり講義するのは当り前のことです。これであれば第1回から第2回まで連動性をもった講座となりますし、私としても余裕をもって完全に説明することができます。実際に「遺言のイロハ」ではA4版の白紙を用意してもらい、受講生全員と私も含めてその場で遺言を書く作業をしようと練っています。

遺言というと死のイメージがもたれやすいのか、「縁起でもない！」「私をもう殺す気か！」とお叱りを受けることすらあります。そんなことは全くございません。誰にでもある日、必ず死は訪れます。残った愛する家族をいわゆる“争族”にさせぬよう、財産の多寡はあるにせよ、財産所有者たちにとって最後の大切な仕事なのです。何も財産目録だけでなく、例えば「皆で仲良く暮らして下さい」と遺族に対するメッセージを残したってよいのです。ペットのお世話を依頼する内容を書く人もいます。いずれにしても遺言制度を「聖なる制度」とお考え頂きたいです。

未定ですが、本年度はもう1件別のところで講義をするかもしれません。若輩行政書士としては本当に有難いことだと思っています。相続、遺言にとどまらず、さらには成年後見制度についても講義したいと希望していますし、そのためには日頃の研鑽は欠かせないな、と身を引き締めております。

「ヒヤリハット」を考える

タイトルから耳慣れない単語を掲げ、奇妙な顔をなされたあなた！

突発的なミスや事件にヒヤリとしたり、ハッとしたりするものを、「ヒヤリハット」と称しますが、これは残念ながら私が即興で考えた造語ではございません（笑）。安全工学上のれっきとした専門用語です。

このところご無沙汰でしたが特にIT部門を意識して、ITパスポート試験合格者として執筆してみたいと思います。

情報漏えい事件は年々増加しており、自社はもちろん委託先からの事故も絶たず、双方ともにセキュリティ対策が必要となってきます。

まず労働災害における経験則として、ハインリッヒの法則なるものがあります。1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常(ニアミス)が存在する、という解釈です。

そして上記の300の異常を「ヒヤリハット」と呼び、ハインリッヒの法則の根底をなします。重大な災害や事故には至らないものの、それらに直結してもおかしくない一歩手前の状態をさします。似た用語として重大事故になっていたかもしれない潜在事例を「インシデント」ともいったりしています。

ヒヤリハットを報告・記録・共有することで、事故につながる問題を起こさないように、気を引き締めることが大切である、という教訓が生まれます。

しかしヒヤリハットの報告などは、現場に慣れがでてくると、億劫な行為になりがちです。これでは全く意味がなく、事故は後を絶たないでしょう。それではどうすればよいか？

ヒューマンエラーの予防のため、報告・記録・共有の癖をつければよいのです。私は師匠事務所での補助者時代からの習慣で、いまだに作業日報をつけていますがIT上の記録（例／ネットの断線復旧の手順）も必ずつけています。師匠事務所に至っては徹底してしまして、確か別個にITノートをつけていたはずですが。

ヒヤリハットは何も情報セキュリティ事故だけではなく、医療事故や労働災害にも幅広く当てはまる概念なのです。

平成23年5月9日発行（不定期発行）第22号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

相続・遺言、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

行政書士 富田

検索